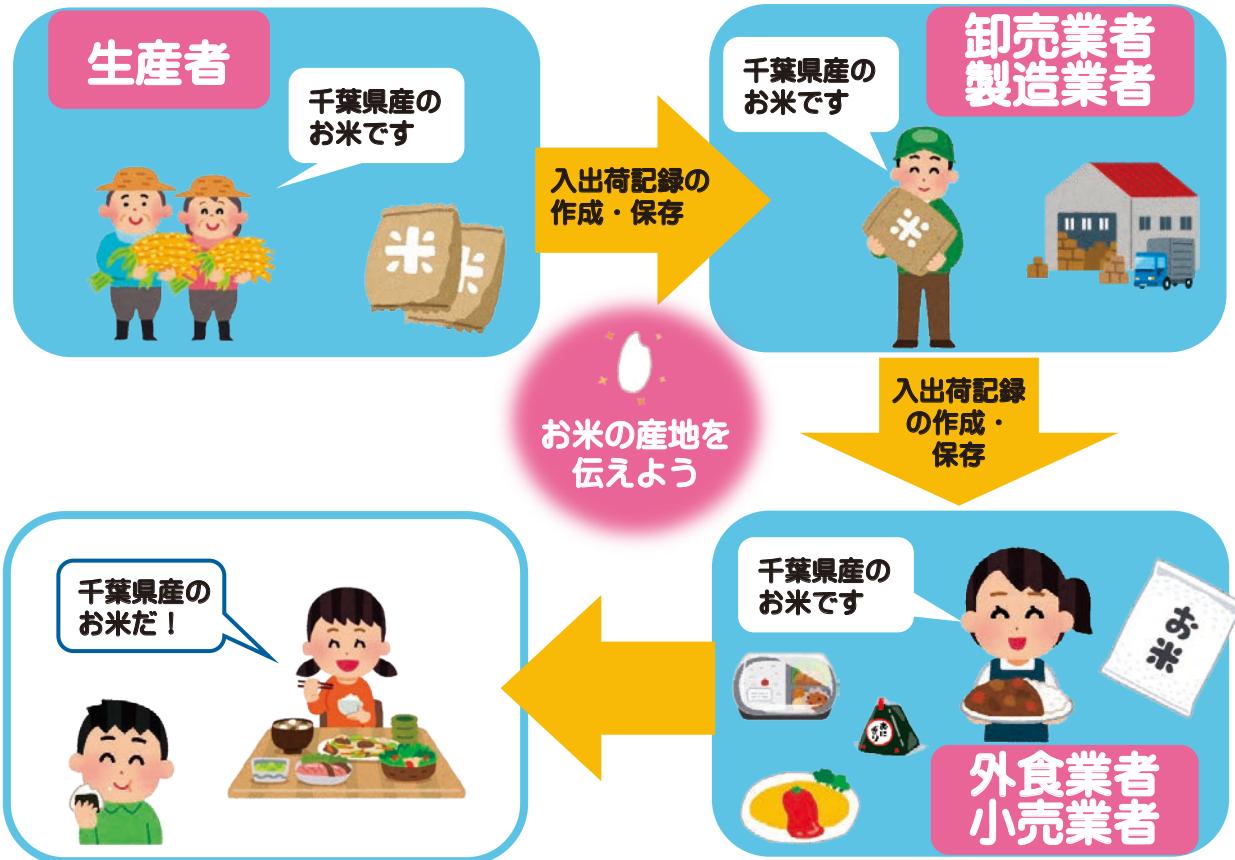


# 知っていますか？

## お米の取引に関するルール

米トレーサビリティ法では、米・米加工品の取引記録の作成・保存と産地の伝達が義務付けられています。

すべての米穀事業者が法の対象となります。



対象品目	具体例	対象外
米穀（非食用を含む）	もみ 玄米 精米 碎米	
米穀粉、米穀のひき割りしたもの、ミール等	うるち米粉 もち米粉 白ぬか（米ぬかから白米部分を取り出したもの）	米粉パン 米みそ 米ぬか 米酢 米油 ビーフン フォー
米菓、米菓生地	あられ せんべい おかき 米菓生地 せんべい生地	ぼん菓子
もち	まるもち のしもち 鏡餅 草もち とちもち 豆もち	大福 きなこもち さくらもち 性学もち
だんご	月見だんご 白玉だんご 花見だんご 草だんご みたらしだんご	笹だんご すあま ういろう ゆべし
米飯類等	白飯 赤飯 おかゆ パエリア 炒飯 弁当のご飯 おにぎり 寿司 カレー ライス 乾燥米飯(アルファード化米) 発芽玄米 ※いずれも冷凍、レトルト、缶詰類を含む	米飯を板状に押し固め乾燥した中華料理の「おこげ」など
清酒、しそうちゅう、みりん、米こうじ	清酒 米焼酎 麦焼酎 芋焼酎 本みりん 米にこうじ菌を繁殖させたもの	酒粕 料理酒 甘酒 みりん風調味料 種こうじ

# 取引記録の作成・保存

【生産者から流通業者への販売例】

領収書				
○○ ○○ 様		伝票No. 00000000 ○○○年○○月○○日	書面、電子媒体のいずれでも可能です。 (複数の伝票の組み合わせでも可)	
下記のとおり領収しました。				
No	品名	数量	単価	金額
1	千葉県産 くず米	4袋	XXXX	XXXXXX
2				
3				
備考		計 合計 消費税 総合計		XXXXXX XXXXXX XXXX XXXXXX
		TEL 043-000-0000 FAX 043-000-0000	○○○○○商店 〒□□□-□□□□ 千葉県○○市○○町□□	

年月日：搬入・搬出した日  
(困難な場合は、受発注日等でも可)

数量：取引において通常用いている単位

品名：取引において通常用いている名称

产地：「国産」「○○国産」「○○県産」等  
と記載（非食用米には不要）

取引先の名称又は氏名

（取引先住所と搬出入した場所が異なる  
場合には、搬出入した場所も記載）

※赤字で示した項目が  
必要な記録事項です。

※必要事項が記載されている伝票等があれば、それを保存するだけで可

## 生産者



## 流通業者



3 年間保存

### ○生産者

- ✓ 非食用も対象です。
- ✓ 未消毒の種もみは、産地の記録も必要です。
- ✓ くず米を有償無償問わず譲渡した場合でも、取引記録の作成・保存が必要です。  
また、廃棄した場合も、その旨記録が必要です。

### ○流通業者

- ✓ 取引（売買）を行っていない場合でも、米穀等を移動した場合は記録の作成・保存が必要です。

### ○外食業者

- ✓ 米・米加工品を仕入れた記録が必要です。
- ✓ スーパーで仕入れた際レシートに産地の表示がない場合は、自身で産地を追記したり、帳簿に記載することで取引記録とすることができます。

## 取組義務

## 義務違反があった場合

取引等の記録の作成・保存



50万円以下の罰金

業者間の産地情報の伝達



50万円以下の罰金

一般消費者への産地情報の伝達

勧告・命令



当該命令に従わない場合、  
50万円以下の罰金

# 産地の伝達

## 【食事提供】



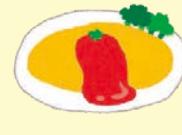
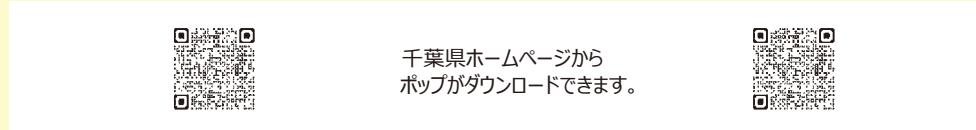
メニューに表示



店内掲示に表示



産地を知る方法を表示



## 【玄米・精米】

容器・包装入り

食品表示法に基づく袋詰め玄米・精米の表示パンフレット



名 称		精 米		
		産 地	品 品	産 年
原 料 玄 米	单一原料米 千葉県	コシヒカリ	○○年産	
内 容 量	○kg			
精 米 時 期	令和○○年○○月中旬			
販 売 者	株式会社○○○米店 千葉県○○市○○町△△-△ 電話番号 ○○○(○○○)○○○○			

量り売り

千葉県産  
コシヒカリ



ポップで  
表示

## 【米加工品】

原材料名欄

名称	だんご
原材料名	上新粉(米(千葉県産))、砂糖、…

容器・包装



産地を知る方法を表示

原料米の産地情報については  
お客様窓口へお尋ねください。  
☎0120-××-×××

事業者別のチラシはこちらから

米生産者

流通業者

米加工品製造業者

小売業者

外食業者



# よくある質問

Q1 くず米、加工用米、飼料用米も取引記録の作成・保存と産地の伝達が必要ですか。

👉 いずれも記録の作成・保存が必要です。

くず米と加工用米については産地の伝達が必要ですが、飼料用米は非食用のため産地の伝達は不要です。

Q2 伝票をもらえなかったり伝票に書かれている情報が足りないときは、どうしたらよいですか。

👉 伝票がもらえないときは、自ら伝票又は帳簿等を作成します。

伝票に記載された情報が不足している場合は、必要事項を追記してください。



Q3 外食店がお店で使用するためスーパーで「袋詰精米」を購入したところ、レシートには産地が記載されていませんでした。どうしたらよいですか。

👉 事業として使用する場合は、入荷の記録の作成・保存が必要です。

レシートに産地が記載されていない場合は、産地を追記するなど、何らかの形で記録しておく必要があります。

Q4 外食店がお店で提供するためスーパーで「だんご」を購入したところ、レシートには産地が記載されていませんでした。この場合、取引記録への産地の記載は必要ですか。

👉 取引記録は必要ですが、産地の記録は必要ありません。

※もち、だんご、米飯類、米菓、清酒、みりんなど一般消費者への販売用の容器包装に入れられ産地が記載されている場合には、産地の記録は不要です。

Q5 学校、病院、老人ホームなどの給食向けの米穀等も対象ですか。



👉 納入者は、出荷記録の作成・保存と産地情報の伝達が必要です。

給食提供者は、入荷記録の作成・保存が必要ですが、産地情報伝達は不要です。

Q6 試食用やイベントグッズとして消費者向けに無償配布した場合、記録と産地情報の伝達が必要ですか。

👉 いずれも必要ありません。 ※無償配布は消費者向けの販売には該当しないため

詳しくはこちらから…

お問合せ先



【農林水産省ホームページ】

米トレーサビリティ法の概要



【千葉県ホームページ】

米トレーサビリティ制度について



千葉県農林水産部

環境農業推進課

☎ 043-223-3082

又は、最寄りの農業事務所まで

千葉県 農業事務所